



家庭でできる防災対策

● 地震対策 ●

対策ができれば、☒チェックを入れましょう。

- ☐ 家具はL型金具などで固定しているか
- ☐ 上に重いものや危険なものを置いていないか
- ☐ 前面に板などを差込み、壁にもたれかけさせているか



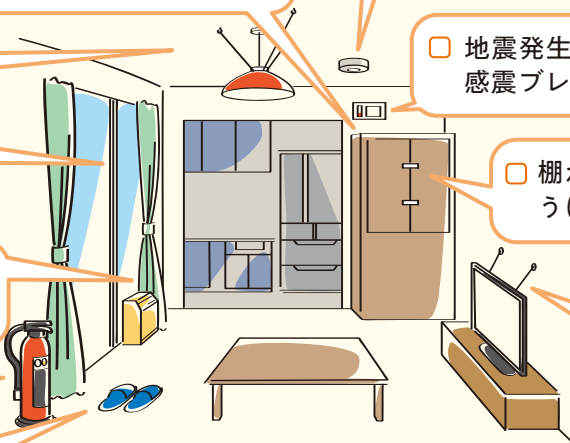
- ☐ 災害発生時の煙や熱を感知して、音声やブザー音を発する火災警報器を設置しているか

- ☐ 照明は3箇所まで留めてあるか

- ☐ 窓などの板ガラスに、飛散防止フィルムを全面に貼ったか

- ☐ ストープは耐震自動消火機能付きか
- ☐ 近くに燃えやすいものがないか

- ☐ 消火器を用意しているか



- ☐ 地震発生時に自動的に電気を遮断する感震ブレーカーを設置しているか

- ☐ 棚から食器などが飛び出さないように留めバンドをつけているか

- ☐ テレビなどが倒れないように固定しているか

- ☐ ガラスの破片によるけがを防止するため、スリッパなどを用意しているか

- ☐ 大きな家具は人の出入りの少ない部屋にまとめて置いているか
- ☐ 玄関や廊下には家具や荷物(避難の妨げとなるもの)を置かないようにしているか
- ☐ 寝室には、倒れやすい大きな家具は置かないようにしているか

● 風水害対策 ●

屋根

- ☐ アンテナは不安定ではないか
- ☐ トタンがめくれていないか
- ☐ 瓦のひび・割れ・はがれがないか

ベランダ

- ☐ 植木鉢や物干し竿など、落下や飛散の危険があるものがないか

外壁

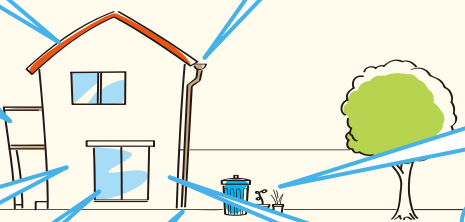
- ☐ 壁に亀裂がないか

窓

- ☐ 窓枠にがたつきはないか
- ☐ 雨戸にがたつきはないか

雨どい

- ☐ 雨どいに落ち葉などが詰まっているか
- ☐ 継ぎ目はずれや塗装のはがれ・腐りはないか



排水溝

- ☐ 排水溝にごみや土砂が詰まっているか

その他

- ☐ 商店などでは看板のぐらつきがないか
- ☐ ゴミ箱や植木鉢などは室内に入れるか、飛ばないように固定しているか
- ☐ 庭木には添え木をしているか
- ☐ ブロック塀は崩れそうになっていないか
- ☐ プロパンガスのボンベが鎖でしっかり固定されているか

家財

- ☐ 貴重品や思い出のものが、すぐに持ち出せるようになっているか
- ☐ 濡れて困るものは、あらかじめ高い場所へ移動しているか

家庭にあるものを土のうや止水板のかわりに使用することで、浸水を軽減することができます。

例1 ごみ袋とダンボール

- ①ごみ袋を二重にして、中に半分程度の水を入れる
- ②ダンボール箱に入れ、連結する



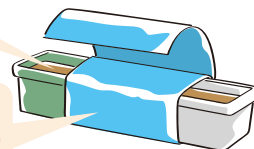
例2 ポリタンクとレジャーシート

- ①ポリタンクに水を入れる
- ②レジャーシートで巻き込み、連結する



例3 プランターとレジャーシート

- ①土を入れたプランター
- ②レジャーシートで巻き込み、連結する

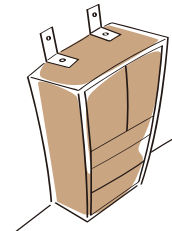


01 家具転倒防止事業

- 【対象】 (1) 65歳以上の世帯員で構成された世帯
(2) 65歳以上の世帯員及び18歳未満の世帯員（就労者を除く）で構成された世帯
(3) 障がい者世帯（18歳以上65歳未満の介護者が同居する世帯を除く）
(4) 母子世帯（18歳以上65歳未満の世帯員が同居する世帯を除く）
(5) 上記（1）から（4）以外の世帯

【補助事業】 5か所まで家具固定の実施

- 【費用】 (1) から（4）の世帯は無料
(5) の世帯は固定事業に係る費用の半額（上限1万円）



02 住宅用防災施設等設置事業費補助金 設置に要する経費の一部を補助します。

【対象】 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の評点1.0未満の住宅

- 【補助事業】 (1) 防災ベッド設置事業
(2) 耐震シェルター設置事業



【対象】 重度身体障がい者（障がい者手帳1級または2級）が所属する世帯

【補助事業】 防災ベッドフレーム設置事業

- 【その他事業】 (1) 雨水貯留設備設置事業
(2) 感震ブレーカー設置事業

▶ 01 02 の問合せ先

危機管理課防災対策係 TEL：21-1131
大東支所地域支援係 TEL：72-1112
大須賀支所地域支援係 TEL：48-1000

03 木造住宅耐震診断・耐震補助事業

【対象】 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で耐震診断の評点1.0未満の住宅

- 【補助事業】 (1) わが家の専門家診断事業 ※令和6年度末で終了
・無料で専門家による耐震診断を受けられます。
(2) 木造住宅耐震補強事業（補強計画一体型）※令和7年度末で終了
・耐震補強の設計費用および工事費用を補助します。
(3) 木造住宅建替等事業
・既存住宅解体工事費、居住誘導区域については新築工事費を補助します。
(4) 木造住宅移転事業
・耐震性のある住宅への移転（引越）に要する経費を補助します。

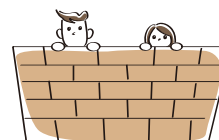


04 非木造住宅耐震診断補助事業（既存建築物耐震性向上事業）

- 【対象】 昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅及び店舗等の非住宅
【事業内容】 専門家が構造・用途により定められた耐震診断にかかる経費を補助します。

05 その他災害関連事業

- 【補助事業】 (1) がけ地近接住宅移転事業
・危険ながけに接している住宅を安全な場所に移転する費用の補助
(2) ブロック塀等耐震改修事業
・危険なブロック塀を撤去または安全な塀に改善する費用の補助
(3) アスベスト除去事業
・含有調査および除去にかかる費用を補助します。



▶ 03 04 05 の問合せ先

都市政策課建築住宅係 TEL：21-1152